

## ぐんま緑の県民税の課税期間を5年間延長しました

群馬県では、県民・事業者の皆様にご協力いただき、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、平成26年度からぐんま緑の県民税を導入し、条件不利森林や、里山・平地林の整備等を進めてきましたが、引き続き取り組んでいく必要があるため、**課税期間を5年間延長しました。**

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 【令和6年度から森林環境税(国税)が課税となります】

地球温暖化防止等の役割を担う森林を支えるため、住所のある市町村において、**個人の住民税均等割と併せて年額で1,000円が課税となります。**

収税は、市町村から国に払い込まれ、国から森林環境譲与税として地方団体（主に市町村）に譲与されます。

## 【納めていただく税額(個人の住民税均等割・ぐんま緑の県民税・森林環境税)】

個人の住民税（県民税・市町村民税）均等割額と併せて市町村に納税していただきます。

区 分	令和5年度まで			令和6年度から			
	県民税均等割	市町村民税均等割	合 計	県民税均等割	市町村民税均等割	森林環境税	合 計
上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円	1,000円	3,000円	—	4,000円
防災施策の財源 ※	500円	500円	1,000円				
ぐんま緑の県民税	700円	—	700円	700円	—	—	700円
森林環境税(国税)				—	—	1,000円	1,000円
合 計	2,200円	3,500円	5,700円	1,700円	3,000円	1,000円	5,700円

※ 東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源としての均等割の1,000円上乗せ（県民税・市町村民税で各500円）は令和5年度で終了となりました。

## 【ぐんま緑の県民税・森林環境税(森林環境譲与税)の使い道】

## 《ぐんま緑の県民税》

これまでどおり、群馬県が実施する水源地域等の森林整備（奥山などの条件不利な森林の整備等）や市町村提案型事業による里山・平地林の整備等に活用します。

## 《森林環境税(森林環境譲与税)》

主に市町村において、森林経営管理制度の運用により林業経営に適した森林等の整備や木材利用の推進などに活用されます。

●ぐんま緑の県民税の仕組みに関すること  
群馬県総務部税務課  
電話:027-226-3771 FAX:027-221-8096  
E-mail: zeimuka@pref.gunma.lg.jp

●税の使い道に関すること  
群馬県環境森林部林政課  
電話:027-226-3930 FAX:027-223-0463  
E-mail: gm-zei@pref.gunma.lg.jp